

架空請求・不当請求

～覚えがない場合は無視！～

◆ハガキや封書によるもの

内容…「訴訟を起こしましたので、取り下げてほしいければ期日までに連絡してください」「訴訟が起きていますが内容確認をしたい」などと、消費者の不安をあおり連絡させる文面です。

- 本物の裁判に関する通知は「特別送達郵便」という封筒に入ってきます。
- 消費者庁や消費生活センターを連想させる団体からの通知もありますが、相談窓口から「トラブルが生じています」などと消費者に直接連絡することはありませんのでご注意ください。

◆メールによるもの

内容…出会い系サイトなどの「利用料が未払いである」「解約料が必要」などと、架空の請求をしてきます。

- サイト名に覚えがない場合は返信せずに無視しましょう。
- 事実関係がはっきりしない場合は、すぐにお金を支払うのはやめましょう。
※実際に未払い金が発生している場合はすぐに相談しましょう。

裁判執行通知

.....
.....
.....
裁判取り下げ期日
○年 ○月 ○日
○×管財事務局

未払いのサイト
利用料○○
万円を入金し
てください。
入金がない場
合は…

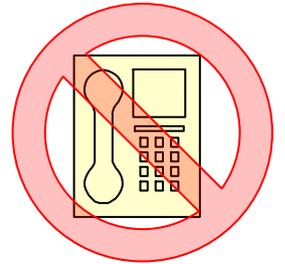
被害に遭わないために！

○絶対に連絡を取らない！

実際に訴訟を起こすのであればわざわざ相手に知らせることはないでしょう。この手の文面は連絡をさせるための手段です。絶対に連絡しないようにしてください。

○不安に思ったら相談しましょう！

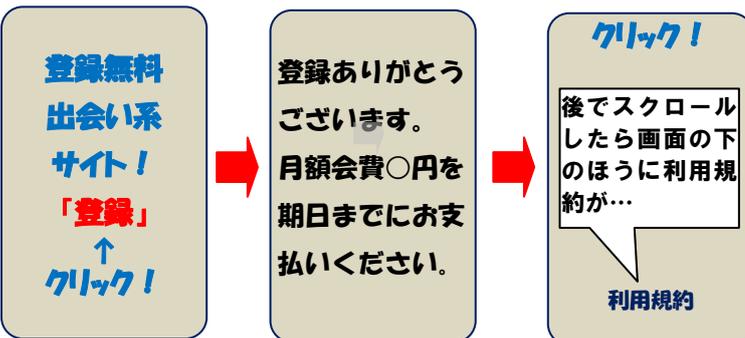
不安に思ったら消費生活センターなどに相談し、直接電話等で脅迫された場合は、警察に連絡してください。



インターネットトラブル

～その支払い待った！～

こんなケースが…！



●『無料だからちょっとだけ見てみよう！』と軽い気持ちでサイトを開いて進んでいくと、突然請求画面になることもあります。携帯電話やインターネットなどで分かりづらい画面設定の場合など、契約を無効に出来ることもあります。

また、携帯電話やパソコンの個体識別番号が表示されることがありますが、この情報から住所・氏名などを特定することは出来ません。

●懸賞や占いのサイトに登録しただけで自動的に出会い系サイトに登録したことになり、登録料や解約料などを請求される。

被害に遭わないために！

○すぐに支払はしない！

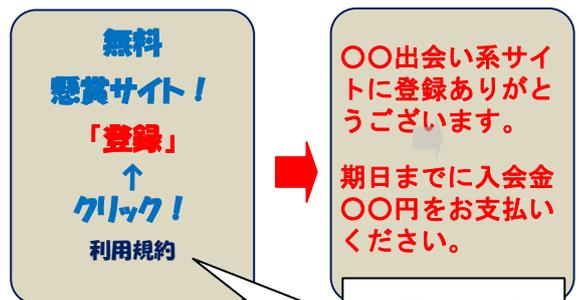
ほとんどの場合が支払う必要のない無効の契約ですので、慌てて支払をせずに、サイト業者に連絡もしないこと。

○利用する際は必ず利用規約を確認！

サイトを利用する際は規約等を熟読し、安全なサイトを利用しましょう。

○放置せずに相談しましょう！

トラブルに遭ったら放置せず、消費生活センターなどに相談し、適切な対応をしましょう。



◆あとから利用規約を見てみたらこんな条件が書いてあった…

この懸賞サイトに登録した場合は自動的に提携する出会い系サイトへの登録を承諾したとみなします。